

2023年2月1日
公益財団法人ひかり協会

ひかり協会の救済事業と行政協力について

～ 2つの重点事業に係る行政協力と2021年度取組結果報告 ～

— はじめに —

(1) ひかり協会について

- 1955年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者に対する救済事業を、国（厚生省：現 厚生労働省）、森永ミルク中毒のこどもを守る会（現 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、以下「守る会」という）、森永乳業株式会社の三者において合意された「三者会談確認書（1973（昭和48）年12月23日締結）」に基づき、実施している。
- 本部事務局は大阪市にあり、被害者対応を行う現地事務所は7ブロック体制（7地区センター、2出張所）である。
 - ・ 7地区センター（かっこ内は所在都府県名）
関東（東京）、東近畿（京都）、西近畿（大阪）、東中国（岡山）
西中国（広島）、四国（徳島）、九州（福岡）
 - ・ 2出張所（かっこ内は当該ブロック名）
島根（東中国）、山口（西中国）

(2) ひかり協会の救済事業

三者会談確認書に基づく被害者の恒久的な救済のため、以下の事業を実施。

- ① 被害者全体に対する救済事業
- ② 障害のある被害者に対する救済事業
- ③ その他の事業
 - ・ 調査研究事業
 - ・ 飲用認定事業
 - ・ 自主的救済活動促進の活動に係る事業

(3) 厚生労働省発出の通知等と行政協力について

- 救済事業に係る取組を進めるため、厚生労働省から発出された次の通知及び事務連絡に基づく救済事業に係る行政協力を関係自治体等に依頼している。
- 直近では、多くの被害者が65歳を迎える前の2018年度において、事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」が厚生労働省より発出され、その内容に基づいて、介護保険サービスが優先される65歳以降も、障害のある被害者が引き続き適切なサービスを利用できるよう取り組んでいる。

【救済事業に係る厚生労働省発出の通知・事務連絡】

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
【通知】(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)	平成3年7月8日 衛食第91号 平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
【通知】(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)	平成 19 年 1 月 22 日 食安企発第 0122001 号 障障発 0122001 号 平成 25 年 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 2 号及び障障発 0227 第 2 号
【通知】(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)	平成 25 年 2 月 27 日 食安企発 0227 第 3 号 老高発 0227 第 1 号 老振発 0227 第 1 号 老老発 0227 第 2 号
【事務連絡】(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について (依頼)	【事務連絡】平成 28 年 9 月 26 日 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課・高齢者支援課・振興課・老人保健課
【事務連絡】(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について (依頼)	【事務連絡】平成 31 年 1 月 10 日 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課、社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課、老健局介護保険計画課
【通知】ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて	平成 26 年 8 月 28 日 食安企発 0828 第 2 号 平成 27 年 11 月 27 日改正 生食企発 1127 第 1 号
【通知】森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)	平成 26 年 12 月 3 日 食安企発 1203 第 2 号
【旧労働省通知】(財) ひかり協会の実施する事業に対する協力について	昭和 60 年 3 月 25 日 障対発第 4 号

(4) 行政協力 ～ 主な要請・対応内容

昨年度は主に次のような行政協力を得て、救済事業を進めた。

- 保健師による保健指導
- ひかり協会が開催する健康懇談会や救済事業協力員研修会議への講師派遣
- 特定健康診査やがん検診の内容・実施日等の情報提供
- 肝炎ウイルス検査に関わる情報提供と受診勧奨
- 禁煙外来のある医療機関などの情報提供
- 厚生労働省通知に基づく、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿に関わる周知及び管理
- 森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿に基づく、障害福祉及び介護保険サービスの利用等に関する相談対応
- 厚生労働省通知及び事務連絡に基づく、森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力
- 厚生労働省事務連絡に基づく、森永ひ素ミルク中毒被害者の 65 歳以降の適切なサービス提供に向けた取組に対する協力
- 旧労働省通知に基づく、森永ひ素ミルク中毒被害者の就労支援に係る協力
- 厚生労働省通知に基づく、生活保護制度における収入認定に係る取扱いについての協力
- 厚生労働省通知に基づく、森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者に係る情報提供の協力 など

1. 被害者の状況について

- 被害者総数 2022年11月30日現在 13,460名
(内、ひかり協会による飲用認定者数 1,092名)
- 被害者の大半は1954(S29)、1955(S30)年生まれで、現在67～68歳。
- 被害者との連絡については過去にアンケートをとり、被害者の希望等にしたがって、その対応方法を次のように定めている。

区分	ひかり協会との連絡等について	2022年 11月末 (名)	2021年 11月末 (名)	増減
①	協会との連絡を常時希望する	5,314	5,379	△ 65
②	本人または親族より要請のあった場合連絡する	2,925	2,924	1
③	一切の連絡を必要としない	1,639	1,638	1
④	住所不明	1,962	1,960	2
⑤	協会との連絡希望調査に無回答	0	0	0
⑥	死亡した者	1,620	1,557	63
合計		13,460	13,458	2

- ひかり協会の事業の対象者は、上記のうち、アンケートの区分①の被害者である(以下、「アンケート①対象者」という)。
- 現在でも年に数件の「森永ひ素ミルク飲用者認定申請」があり、飲用認定にあたっては都道府県市の協力を得て調査・審査を行っている。

【過去5年間の飲用認定者数】

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
3名	3名	5名	1名	2名

- 区分②～④の方がひかり協会との連絡を希望される場合もある。この場合は本人申請による区分①への変更手続きの後、事業適用される。

2. 2つの重点事業と昨年度の取組結果について

- ひかり協会は「40歳以降の被害者救済事業のあり方」に基づき
 - ① 自主的健康管理の援助事業
 - ② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業
 の2つの事業を重点事業と位置付けて被害者の救済に取り組んできた。
- 2021年度より第三次10ヵ年計画として、被害者の高齢期を見据えた救済事業を進めており、守る会や専門家の意見を取り入れながら2つの重点事業に係る援助要綱を改正した(「将来設計」は「生活設計」に変更)。

(1) 自主的健康管理の援助事業

- 被害者の実態を踏まえ、被害者が健康の主体者として自主的に健康管理の取組を進められるよう援助することを目的に、アンケート①対象者を事業対象(ただし事件当時に乳幼児でなかった者を除く。2021年度の対象者数は5,396名)として実施。

① 昨年度の主な取組と結果

ア 救済事業協力員（ひかり協会が委嘱した被害者。以下、協力員という）の「呼びかけ」活動による「連帯して健康を守るネットワークづくり」を推進

- ・ 健康や日常生活についての話題交流
- ・ 健診（検診）の受診や健康懇談会等の協会事業などの呼びかけ

昨年度は、4,177名（約77%）に「呼びかけ」活動を行い、互いに健康を気遣う関係を築き連帯して健康を守る活動を行った。

イ 健康懇談会による推進

- ・ 高齢期の健康課題（フレイルや認知症など）について重要となるテーマで実施し、被害者同士が集団的に取り組む場を提供
- ・ 健康懇談会を通じて、被害者が個々の地域での健康づくり活動や自主的グループ活動につながったり、必要に応じて医療・介護をはじめ様々な社会資源につながり活用できたりするよう支援

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、オンラインでの実施も試みたが、35回の計画に対して3回の実施（参加者191名）となった。

ウ 健診とがん検診の受診勧奨

- ・ 健診（検診）情報の提供と受診勧奨
- ・ 受診結果に対するアドバイスの実施
- ・ 受診結果が要精密検査・要治療の被害者への対応
- ・ 健診（検診）受診の定着がみられない被害者への個別の受診勧奨

昨年度は、1,243名（約23%）の被害者から特定健診等の受診結果の提供があり、また、1,045名（約19%）の被害者からがん検診の受診結果の提供があり、専門家によるアドバイスを返した。受診結果で要精密検査・要治療とされた被害者には個別に対応した。

また、健診（検診）受診の定着がみられない被害者への個別の受診勧奨を行ったが、特定健診等で約13%、がん検診（1項目も受診していない）で約23%の被害者に受診がみられなかった。

【健診（検診）受診の定着がみられない被害者の状況】

健診（検診）の内容等	受診未定着	
特定健診等	697名	約13%
肺がん	1,735名	約32%
胃がん	2,091名	約39%
大腸がん	1,943名	約36%
乳がん	999名	約45%
子宮がん	1,100名	約49%
がん検診を1項目も受診していない	1,227名	約23%

エ がん対策及び生活習慣病等の対策

- ・ 禁煙対策は、禁煙に関心がある被害者に対し、禁煙の取組が開始されること、また禁煙が継続することを支援
- ・ 口腔衛生及び口腔機能については、歯石除去や表面清掃など一次予防として年2回以上定期的にかかりつけ歯科医で受診するよう勧奨
- ・ かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持つことの重要性や、望ましいかかり方、かかりつけ薬剤師の相談対応の機能などについての情報提供
- ・ 生活習慣病をはじめ高齢期の健康管理として重要となる取組（フレイルや認知症への対策など）についての情報提供

昨年度は、禁煙に関心のある対象者 417 名のうち、252 名に対し電話や文書などで個別に対応した。口腔衛生については、2,994 名（約 55%）が歯科受診していることを把握した。

オ 高齢期の課題に対する総合的な相談活動

- ・ 健康・経済・孤立などの相談について、保健師など行政及び地域包括支援センターなど地域の社会資源を主体的に活用できるよう援助
- ・ 被害者本人や親族等だけでは行政や地域の社会資源につながるものが困難な場合は個別に対応
- ・ 同意書の提出及び「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の掲載の取組

昨年度は、4,029 名（アンケート①対象者の約 74%）が「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に登録された。

カ 自主的グループ活動による推進

- ・ 被害者同士の主体的な取組である自主的グループ活動を通じて健康管理を行うことを支援

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、74 回の計画に対し、19 回の実施（参加者 41 名）となった。

（2）障害のある被害者の生活設計実現の援助事業

- 被害者の人権が守られ、日常生活や社会生活に関して被害者自身の意思が尊重されることを重視して、本人が主体的に希望する生活を実現していけるよう援助することを目的として実施（2021 年度の対象者数は 646 名）。

① 昨年度の主な取組と結果

- ア 「生活の場」「後見的援助者」の確保・変更を課題とする被害者への援助
- ・ 被害者が「誰と、どこで、どのように暮らすか」を自らの意思で選択・決定できるよう相談
 - ・ 「生活の場」や「後見的援助者」の確保や変更が必要な被害者の早期実現を援助

2021年度末の「生活の場」の状況	
配偶者との生活	196名
単身生活	163名
施設入所支援、特別養護老人ホーム	94名
親族（親・兄弟姉妹など）との同居	86名
グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など	65名
長期入院など	30名

2021年度末の「後見的援助者」の状況	
親族による支援を受けている被害者（制度活用なし）	195名
成年後見制度を活用している被害者	105名
日常生活自立支援事業を活用している被害者	※ 25名

※ 成年後見制度との重複利用者7名を含む

イ 充実感のある暮らしのための健康課題への援助

- ・ 肢体障害のある被害者の二次障害対策の取組についての相談
- ・ 生き甲斐・充実感のある暮らしや、日常生活の中での肢体障害による困りごと・心配ごとの軽減についての援助

昨年度、二次障害の予防や進行防止を取組課題とする被害者は70名であった。

行政保健師等の訪問は、28名に行われた。また、37名が対策のために医療にかかり、34名がリハビリ(医療・介護)を受けた。

- ・ 知的・精神障害のある被害者の糖尿病などの生活習慣病対策の取組についての相談
- ・ 主治医や保健師などの支援ネットワークと連携しての障害・症状の維持、悪化防止の取組や生き甲斐や充実感のある暮らしのための援助

昨年度、生活習慣病の改善、重症化防止を課題とする被害者は73名であった。

行政保健師等の訪問は、47名に行われた。また、60名が対策のために医療にかかり、19名が訪問看護(医療・介護)を受けた。

ウ 地域の支援ネットワークの形成と機能の充実を図る取組

- ・ 高齢期の障害のある被害者の身体状況の変化などを想定して、本人や意思決定支援者に事前の対策を働きかける取組

昨年度、保健所をはじめ関係行政機関、地域の支援機関等によるネットワーク会議の開催が必要な対象者は200名で、104名に対し会議が開催された。また、行政による個別対応が必要となる被害者は381名で、280名に対し保健師等による訪問が行われた。

いずれも新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、計画に対する実施数は減少している。

3. ひかり協会の事業に対する行政協力促進のための要請事項

被害者が、地域の社会資源に結びつかない状況や制度のはざままで必要な支援が受けられない事態に陥らないよう、ひかり協会は引き続き総合的な相談活動を実施していくが、救済事業を行ううえで行政をはじめ地域の支援機関との連携は欠かすことができない要素であり、地域の相談体制の充実や地域の社会資源の充実が望まれるところである。

被害者の恒久救済のため、今後も自治体における連絡調整の中心として、当協会の事業に対する行政協力の推進をお願いしたい。

(1) 厚生労働省通知等やひかり協会事業の周知について

- 1～2ページに記載した厚生労働省からの通知及び事務連絡の周知
- 被害者について各種サービスの利用や取扱いが円滑に進むよう、ひかり協会のパンフレット（「保健・医療・福祉・労働などの市区町村の行政協力について」や「関係機関のみなさんへ～救済事業へのご協力をお願い～」）の活用による関係機関への周知

(2) 被害者救済事業への協力について

- ① 「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用への協力
 - 「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理と同名簿に基づく総合的な協力（医療・保健・福祉・労働など）
 - 同名簿に登載している対象者への対応…保健所、職業安定所、市町村などの各行政機関に対し、必要に応じて対象者別の要請内容（森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容（兼要請内容に係る報告書））を提出
- ② 相談事業に係る協力
 - 高齢期を迎えた被害者の健康や生活の変化に対応した、総合的な相談への協力
 - 具体的には、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に基づく適切な相談対応など
 - がんや精神疾患、難病などに罹患した被害者への相談対応（自治体における各種制度の案内や行政保健師による対応、地域のネットワークづくりなどの、本人が安心して療養できる環境を速やかに整えるための協力）
- ③ 被害者の自主的な健康管理を援助する取組に対する協力
 - ア. 特定健康診査や特定保健指導など
 - 保険者による特定健康診査・特定保健指導の情報（年間日程、実施場所、健診内容など）の提供（⇒健康診査受診のため）
 - 特定保健指導との連携や保健師による保健指導などの実施（⇒健診（検診）受診後のフォローを希望する被害者への対応のため）
 - 検診協力病院の紹介（⇒障害・症状があり受診時に配慮が必要な被害

者には、協会が定める基礎検診・がん検診を検診協力病院で実施しているため)

イ. 肝炎対策及び禁煙対策に係る情報提供

- ウイルス性肝炎の治療の専門医療機関に係る情報提供 (⇒肝炎ウイルス陽性の被害者を専門医療機関につないでいくため)
- 禁煙対策に係る情報提供 (⇒禁煙を始めること、継続することを援助するため)

ウ. 健康懇談会などへの講師派遣

- 保健師や管理栄養士など、専門知識を持つ講師の派遣依頼時の手配など (⇒健康づくりや疾病予防などの学習を目的としたひかり協会主催の健康懇談会や、被害者による主体的な健康づくりのための自主的グループ活動への講師派遣のため)

④ 障害のある被害者の生活設計実現を援助する取組に対する協力

ア. 障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する被害者対応のための、障害者総合支援法の「サービス等利用計画」を作成担当する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員との連絡調整、及び地域包括支援センターや介護支援専門員との連絡調整

- 障害症状やニーズを適切に反映した支援
- 障害福祉・介護保険、双方の制度に係る関係機関の理解促進
- 介護保険移行時における相談支援専門員と介護支援専門員との緊密な連携の促進

(⇒相談支援専門員や介護支援専門員の理解・確認不足により、対象者が不利益を被る事態があった)

イ. 適切な福祉サービスの活用

- 障害特性についての理解
- 地域福祉に係る人的・物的資源やサービスの充実
- 本人の意思が尊重された住まいの確保やサービスの継続利用

被害者は全員 65 歳以上となった。介護保険優先原則による問題については、2019 (平成 31) 年 1 月 10 日付で厚生労働省から関係 4 課による事務連絡が発出されたこともあり、対象者にとって必要なサービス内容とその量の維持が図られた。また、制度上の問題 (障害福祉と介護保険制度における認定基準の違いなど) についても配慮がされた。しかし、介護保険サービスに移行した後に問題が生じた事態もあった。

⑤ 円滑な施設入所等を進めるための協力

- 円滑な施設入所のための事前対策 (個別の事前協議、市町村の相談対応など、対象者個々に応じた入所までに必要な対応) の推進
- 被害者が医療的ケアの必要な状況になった場合における必要な対策の調整 (⇒胃ろうなどの医療的ケアが必要になった被害者が、病院退院後に「医療的ケアの対応が困難」との理由で元の施設に戻れなくなったことがあった)

⑥ 成年後見制度の活用促進のための協力

- 関係機関への要請など（⇒収入などの関係で市区町村長による後見等開始の申し立てが必要な場合があるため）
- ⑦ 糖尿病等の生活習慣病対策に向けた保健師訪問と連絡調整の協力
 - 関係者への連絡調整（⇒保健師と主治医の連携、保健師による保健指導のもとに相談支援専門員や訪問看護、ホームヘルパーなどの関係者の連携のため）
 - 保健師による定期的な訪問（⇒保健指導のため）

障害のために日常の健康管理が難しい知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病などの生活習慣病対策は、支援する関係者の系統的継続的な対応が重要である。
- ⑧ 治療やリハビリの専門病院、専門医、理学療法士などの紹介等に係る協力
 - 治療・リハビリの専門病院や専門医及び理学療法士などの紹介や情報提供（⇒地域によっては専門病院や専門医、理学療法士に係る情報が少なく、つながらるのが困難なため）
- ⑨ 連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催と地域生活支援に係る保健師訪問の協力
 - 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者が出席する連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催
 - 地域生活を支援するネットワークの要として重要な役割をもつ保健師の定期訪問

（⇒「どこで、誰と、どのように暮らしたい」という本人の思いの実現と維持には、地域で支える力が必要であるため）
- ⑩ 災害対策についての協力
 - 内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく、市町村の災害時の避難行動要支援者対策に係る情報提供
 - 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者が出席するネットワーク会議における災害時対策の確認

（⇒障害のある被害者については、災害等緊急時の対応も含めてネットワーク機能を活かす必要があるため）
- ⑪ 労働分野についての協力
 - 労働行政との連携（⇒障害があっても「働けるうちは働きたい」「働かざるを得ない」状況の被害者がいるため）

4. 森永ひ素ミルク飲用者の認定について

- 冒頭で述べているとおり、事件から 65 年以上経過した現在でも続く飲用者の認定に関する相談や申請がある。
- 「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」（平成 22 年 11 月 2 日厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課発出の事務連絡）に基づく、申請の受付・調査などへの協力をお願いしたい。

以上

2021年度 保健福祉行政への要請及び対応の人数 ※ 要請・対応がなかった都道府県を除く

ブ ロ ッ ク 名	自治体名 (都道府県全体 数(指定都市・ 中核市・特別区 等の要請数・対 応数を含む))	保 健 所				市町村・特別区																									
						保健センター			障害福祉関係			高齢福祉関係			その他																
		対象者 への 対応		関係機関 との 連絡調整		連絡調整 会議の 開催・参加		対象者 への 対応		関係機関 との 連絡調整		連絡調整 会議の 開催・参加		対象者 への 対応		関係機関 との 連絡調整		連絡調整 会議の 開催・参加		対象者 への 対応		関係機関 との 連絡調整		連絡調整 会議の 開催・参加							
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応				
関東	岩手県	1	1	1	1																										
	宮城県			1	1																										
	秋田県							1	1																						
	福島県	1	1																												
	栃木県																								2	2					
	東京都	2	2	2	2	1	1	1	1																						
東近畿	福井県	4	4	4	0	3	0	3	0	3	0	3	0																		
	岐阜県	1	0	1	1			1	0																						
	静岡県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																		
	愛知県	4	4	4	4	2	2	3	1	2	1	2	2					0	1												
	三重県	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1																		
	滋賀県	12	8	10	7	8	6	10	8	6	5	7	4	1	0	1	0	1	0												
	京都府	34	24	33	36	31	24	13	11	7	8	15	13	1	0			1	1												
奈良県	10	4	10	4	8	2	8	2	6	3	7	1	1	1	1	1	1	1													
西近畿	大阪府	68	53	45	32	37	7	2	1	2	2	1	0	5	2	6	4	6	1	3	1	3	2	3	0	1	1	1	1	1	0
	兵庫県	35	29	25	22	25	6	8	5	6	7	7	2	13	9	13	9	12	4	5	2	5	3	5	1			1	0		
	和歌山県	24	18	19	14	7	2	18	12	9	9	7	2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0						
東中国	鳥取県			6	6			5	3	6	5	3	1							1	0	1	0								
	島根県			8	8			8	3	8	6	5	2																		
	岡山県	5	5	60	52	7	2	55	36	56	50	25	9	7	4	12	7	2	0	1	0	2	0	1	0						
西中国	広島県	20	9	38	36	7	11	87	63	73	62	28	20	89	59	64	47	26	10	38	21	36	16	8	6						
	山口県	6	1	6	5	1	0	6	5	6	5	1	0	13	10	13	12	2	0	5	4	5	4	1	1						
四国	徳島県	6	7			2	2	12	12			3	2					2	1					1	1						
	香川県	16	15	1	2	12	5	11	10	2	2	7	1					2	0												
	愛媛県	14	13	1	0	2	2	13	12	1	0	1	0																		
	高知県	8	7	1	3	2	1	5	3	0	3	1	1	1	1			1	0	1	0	0	1	3	0						
九州	福岡県	19	13	14	9	9	3	14	7	11	5	10	3	6	4	1	0	6	1	4	3	1	0	7	0	1	1	0	1	1	0
	佐賀県	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	3	0	1	1	1	1	1	1			1	1					
	長崎県	3	2	2	2	1	1	3	2	2	1	1	0							1	1			1	1						
	熊本県	7	3	4	2	3	2	5	5	3	3	2	2	2	2			2	0	4	1			3	1						
	鹿児島県	3	1	3	1	3	0	1	3	3	4	3	0	1	3	0	2	3	0	1	2	0	1	1	0						
	沖縄県									0	1																				
	合計	307	227	303	253	174	81	297	210	215	185	142	68	142	98	112	83	69	20	66	37	54	27	36	12	2	2	4	4	2	0

※ 要請・対応とも延べ人数

